

阿賀野市告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月8日

阿賀野市長 加藤博幸

- 1 指定納付受託者の名称及び住所
株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲3丁目3番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入
電子申請システムにおけるキャッシュレス納付に係る決済代行業務において納付される以下の歳入
 - ・所得に関する証明手数料
 - ・納税に関する証明手数料
 - ・固定資産に関する証明手数料
 - ・固定資産に関する閲覧手数料
 - ・複写機使用料
 - ・住民基本台帳に関する証明手数料
 - ・印鑑証明手数料
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和7年9月2日
- 4 指定納付受託者が納付事務を行う期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで